

水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設管理者向け説明会

次 第

(1) 水害・土砂災害から命を守るために

国土交通省 近畿地方整備局

(2) 防災気象情報の利活用について

気象庁 神戸地方气象台

(3) 砂防に関する防災情報収集について

兵庫県 県土整備部 砂防課

(4) 河川に関する防災情報収集について

兵庫県 県土整備部 河川整備課

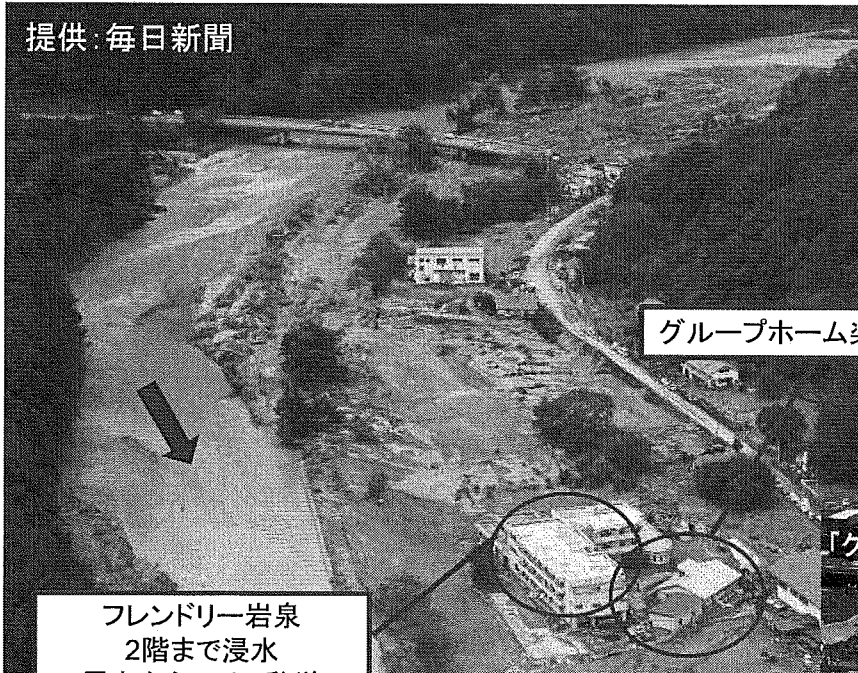
水害・土砂災害から命を守るために！

～災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

国土交通省近畿地方整備局
兵庫県

北海道・東北地方 平成28年 台風10号

提供：毎日新聞



フレンドリー岩泉
2階まで浸水
屋上からヘリで移送

グループホーム楽ん楽ん

水 害

・死者 9名

提供：毎日新聞
「グループホーム楽ん楽ん」死者9名



8月30日被害に係る経緯時刻(1)

◇岩泉町全般、役場に関する事 ◆被災した社会福祉施設(楽ん楽ん、ふれんどりー岩泉)に関する事

◇5:19

- 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表(雨のピークは30日夕方、3時間最大雨量130ミリ)

◇9:00頃

- 岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令(夜にかけて台風が上陸するという予報を踏まえ、早めの避難行動を促すため、9時頃に発令することを前日の29日に決定。避難準備情報の発令にあわせて避難場所を6箇所開設。)
- ※社会福祉施設理事はIP告知システムにより、避難準備情報の発令を把握していたものの、その意味(要配慮者の避難開始が求められること)は理解していなかった

◇10:16

- 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表(雨のピークは30日夕方、3時間最大雨量130ミリ)

◆13:30頃

- 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。

◇14:00頃

- 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、避難勧告を発令(安家(あつか)地区の一部133世帯(小本川流域外))

◇15:00頃

- 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した

◆16:40頃

- 岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像(16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位)を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。

◇16:47

- 盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話
- 「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2~3時間は強い雨が続き見込み。引き続き厳重な警戒をお願いします。」

内閣府避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに検討会(第2回)資料6より引用

8月30日被害に係る経緯時刻(2)

◇岩泉町全般、役場に関する事 ◆被災した社会福祉施設(楽ん楽ん、ふれんどりー岩泉)に関する事

◇17:20頃

- 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話
- 「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位2.50mを超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」(岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた)
- 岩泉町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。

◆17:30頃

- 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者をふれんどりー岩泉に避難させようと考えた。管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。車を順次高台へと移動させていったが、4往復目には氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった。その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。

◇17:30頃

- 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸

◆18:00頃

- 社会福祉施設のある乙茂(おとも)地区が停電(社会福祉施設は18時30分頃停電)。IP告知システムも停止。
- 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出勤したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出勤しようとしたが、道が壊れていて出勤できなかった。
- 楽ん楽んでは、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。
- ふれんどりー岩泉には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物内を歩いているうちに、1階(居室なし)から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、2階にいた入所者を3階に避難させた。エレベーターが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃。

◆19:45頃

- 楽ん楽んの1階が水没(天井近くの時計がこの時刻で停止)

◇20:25頃

- 岩泉町役場が停電

内閣府避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに検討会(第2回)資料6より引用

本説明会の要点

気象の変化

計画規模、施設規模を越える事象の頻発

- 平成23年紀伊半島大水害、平成25年9月由良川・桂川の水害、平成26年広島市大規模土砂災害、平成26年福知山市・丹波市局所豪雨、平成27年常総水害、平成28年台風10号など連続台風による東北・北海道の災害

ハード対策(堤防整備など)+ソフト対策(避難)もセット

避難のために

- リスクを知る(施設、避難経路)
- 防災情報の理解、収集と活用 判断
- 避難確保計画を作成
- 訓練による確認 改良

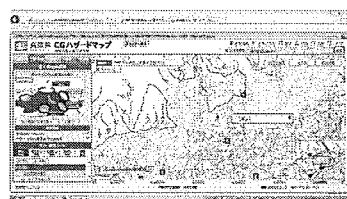
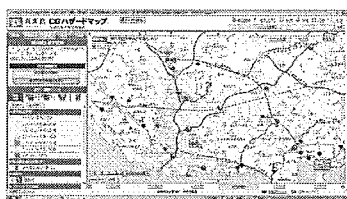
リスクを知る 災害による危険箇所を知る

例 ～兵庫県CGハザードマップ、市町のハザードマップ～



洪水ハザードマップ

土砂災害ハザードマップ



～市町ハザードマップ(防災マップ)～



※写真は一例

避難確保計画

- ・災害が発生することを前提として災害対応に従事する関係者が、「いつ」、「誰が」、「何をするか」を、予め文書化し共有したもの



予め行動が決まっている（出勤判断から終了まで）

- ・指示を仰ぐことなく行動
- ・迷い無く行動
- ・全員の行動も把握済



新しい課題、不足の事態に対する対応策の検討、判断、行動に割く時間が増える

避難確保計画とは

避難確保計画とは、水防法に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画です

《防災体制の記載例》

	体制確立の判断時期	活動内容
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・〇〇川氾濫注意情報発表	・洪水予報等の情報収集
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備、高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川氾濫警戒情報発表	・洪水予報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・〇〇川氾濫危険情報発表	・施設職員の避難

避難確保計画作成の手引き

国土交通省では、要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成の参考とするため、**避難確保計画作成の手引き**をホームページで提供しています

避難確保計画に定めるべき事項

- 一 洪水時等の防災体制
- 二 利用者の洪水時等の避難の誘導
- 三 洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備
- 四 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施
- 五 自衛水防組織を置く場合、次の事項
 - イ 自衛水防組織が行う業務に係る活動要領
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 その他の事項

非常災害対策計画や消防計画等、災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することも良い。

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成29年1月

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。

市町村地域防災計画に定める各地域ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。

なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対応するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することも良い。

避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水・高潮ハザードマップ、津波ハザードマップ、避難所マップ、避難経路マップ等について、

- <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>
- http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_suibou201701.pdf
- https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/fuusui/documents/youhairyosya_hinankakuho_tebiki.pdf

水害・土砂災害に関する避難確保計画の法律上の位置付(関係法改正案概要)

【水防法第15条第1項第4号】**【土砂災害防止法第8条第1項第4号】**
 浸水想定区域(土砂災害警戒区域)内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等(がけ崩れ等の発生するおそれのある場合)の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 →市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が、避難確保を図るべき要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条第2項】**【土砂災害防止法第8条第2項】**
 市町村は、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設への洪水予報(土砂災害の警戒情報)等の伝達方法を定める

市町村に河川情報・土砂災害に関する情報の伝達義務

【水防法第15条の3第1項ほか】**【土砂災害防止法第8条の2第1項ほか】**
 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の努力義務を負う
 ・避難確保計画の作成 (法改正箇所)
 ・訓練の実施
 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下に努めなければならない(水防法)
 ・自衛水防組織の設置

施設に避難確保計画の作成と訓練に係る努力義務

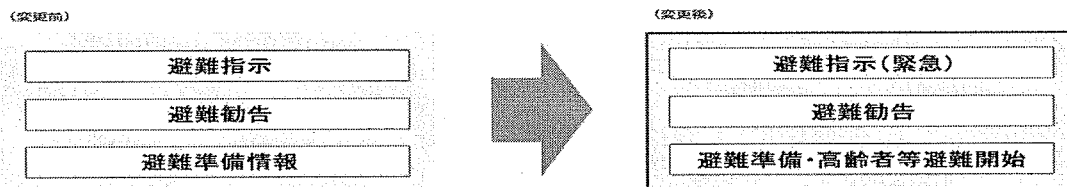
【水防法第15条の3第2項】**【土砂災害防止法第8条の2第2項】**
 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う
 ・避難確保計画を作成した場合、その市町村への報告
 ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に作成した計画及び自衛水防組織の構成員等の報告義務

避難情報の種類と名称変更

● 避難情報の名称変更について(平成28年12月26日公表)

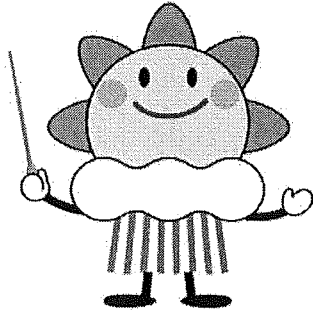
平成28年台風第10号による水害では、高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、避難情報の名称変更がおこなわれました。



● 避難情報の種類と、とるべき避難行動

避難情報の種類	とるべき避難行動
避難指示(緊急)	緊急に避難して下さい。 外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難して下さい。
避難勧告	速やかに避難を開始してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
避難準備・ 高齢者等避難開始	次に該当する方は、避難を開始してください。 (お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方等) なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。 それ以外の方については、気象情報に注意し、危険と思ったら早めに避難をしてください。

防災気象情報の利活用について



平成29年3月
 神戸地方気象台

1

防災気象情報の効果的な利用（土砂災害の場合）

気象状況	気象庁の情報	市町村の対応	住民の行動等
<p>大雨の数日～ 約1日前 大雨の可能性が高くなる</p> <p>↓</p> <p>大雨の 半日～数時間前 雨が降り始める</p> <p>↓</p> <p>雨が強さを増す</p> <p>↓</p> <p>大雨の数時間 ～2時間程度前</p> <p>↓</p> <p>大雨となる</p> <p>↓</p> <p>大雨が一層 激しくなる</p> <p>↓</p> <p>広い範囲で 数十年に一度の 大雨</p>	<p>警戒級の 可能性</p> <p>大雨に 関する 気象情報</p> <p>大雨 注意報</p> <p>大雨警報 (土砂災害)</p> <p>大雨 特別警報 (土砂災害)</p> <p>記録的短時間大雨情報</p> <p>土砂災害警戒情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 心構えを一段高める 職員の連絡体制を確認 今後の気象状況に注意 <ul style="list-style-type: none"> 災害準備体制 <small>(職員・役員・任意、防災気象情報や通過)</small> 災害注意体制 <small>(避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制)</small> 避難準備・高齢者等避難開始 <small>(発表中の注意報に、夜間に警報発表の可能性が高いと記載されている場合)</small> <ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始 <small>(右風の強風域に入る前止)</small> 災害警戒体制 <small>(避難勧告の発令を判断できる体制)</small> 土砂災害発生危険度が 高まっているメッシュ内の 土砂災害警戒区域等に 避難勧告 災害対策本部設置 最大危険度のメッシュ内の 土砂災害警戒区域等に 避難指示(緊急) 特別警報の住民への周知 メッシュ情報を参照し、 避難指示(緊急)等の対象 区域を再度確認 	<p>気象情報やハザードマップを確認</p> <p>最新の情報を把握して、災害に備えた早めの準備を</p> <p>Point 備えは大丈夫?</p> <ul style="list-style-type: none"> 心構えを一段高める 土砂災害警戒区域等の危険な箇所を把握 避難場所や避難ルートを確認 <p>発表中の注意報に、夜間に大雨警報発表の可能性が高いと記載されている場合は、土砂災害警戒区域等にお住まいで避難行動に支援を必要とする方は、早めの避難</p> <p>Point 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、地元市町村からの避難情報に留意するとともに「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を確認し、速やかに避難</p> <p>Point 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、早めの行動を!</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報や土砂災害警戒情報の基準への理解が予想されるメッシュでは、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難 既に重大な災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況 避難しようとしたときに屋外に出るとかえって生命に危険が及ぶと判断した場合は、少しでも命が助かる可能性が高い行動として2階以上の、屋や次からなるべく離れた部屋で待避 <p>数十年に一度のこれまでに経験したことがないような異常事態</p> <ul style="list-style-type: none"> 直ちに地元市町村の避難情報に従うなど適切な行動を!

・土砂災害の危険度が非常に高まったときは、都道府県と共同で「土砂災害警戒情報」を発表します。
 ・数年に一度の猛烈な雨を観測した場合には「記録的短時間大雨情報」を発表します。

特別警報の発表を待つことなく、段階的に発表する防災気象情報を活用願います。

2

気象庁が発表している防災気象情報（主なもの）

特別警報、警報、注意報

特別警報の種類
大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪

警報の種類
大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、洪水、波浪

注意報の種類
大雨、強風、風雪、大雪、高潮、洪水、波浪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪

記録的短時間大雨情報
数年に一度程度の短時間の大雨が観測された場合に発表

兵庫県記録的短時間大雨情報 第1号

平成XX年X月X日XX時XX分 神戸地方気象台発表

X時XX分兵庫県で記録的短時間大雨加古川市付近で120ミリ以上加西市付近で約110ミリ

台風に関する情報
台風の中心位置や強度の実況および予測に関する情報を発表

台風予報図表示例

台風予報図表示例
台風番号 10月09日現在
大型 強い
北緯... 東経...
最大風速 毎秒40メートル
最大瞬間風速 毎秒60メートル

暴風警戒域
風速25m/s以上の暴風域
風速10m/s以上の強風域

“3日先まで”の進路及び強さの予報、“5日先まで”の進路の予報を発表

兵庫県（近畿地方）気象情報

警報等を予告、補完する事項または少雨・低温など注意を喚起すべき事項を気象情報として発表

土砂災害警戒情報
土砂災害の危険度が非常に高まったときに、対象となる市町村を特定して兵庫県と神戸地方気象台が共同して発表

兵庫県土砂災害警戒情報 第3号

【警戒対象地域】
【警戒】
【注意】

竜巻注意情報
竜巻など激しい突風の発生する危険な気象状況の場合に発表

兵庫県竜巻注意情報 第1号
平成XX年X月X日XX時XX分 神戸地方気象台発表

兵庫県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づきしがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、X日X時X分まで有効です。

指定河川洪水予報
河川管理者（国土交通省、都道府県）と共同し、河川を指定して発表

3

気象庁ホームページでの警報・注意報検索手順（神戸市の発表状況確認の例）

① 気象庁ホームページのトップページで「気象警報・注意報」をクリック。

② 全国の発表状況（日本地図）が出るので、兵庫県をクリック。

③ 県内の発表状況（表）が出るので、神戸市をクリック。

④ 神戸市に発表中の警報・注意報の内容が表示される。

最新発表: 平成28年11月02日09時58分

気象警報・注意報: 兵庫県

地方: 南風(兵庫県) 市町村: 神戸市

発表状況地図
最新発表: 平成28年11月2日09時55分
南部では、3日まで空気の乾燥による火の取り扱いに注意してください。

警報	注意報
大洪水	大波瀾
暴風	大雨
暴風雪	大雪
大雪	高潮
高潮	波浪
濃霧	雷
乾燥	なだれ
着氷	着雪
霜	低温
融雪	

神戸市 [発表] 乾燥注意報
乾燥 注意期間 3日まで
実効湿度 60パーセント 最小湿度 35パーセント

4

警報・注意報の発表例

平成27年7月16日22時9分 神戸地方気象台発表

1日の時間細分図

兵庫県の注意警戒事項

兵庫県では、低い土地の浸水や河川氾濫、南部では、暴風や高波、高潮に警戒してください。

大雨警報には「浸水害」と「土砂災害」の2種類があります。「特記事項」にも表示しています。

芦屋市 **発表** 大雨(浸水害) 洪水警報

継続 暴風、波浪警報 雷、高潮注意報

特記事項 **浸水警戒** 土砂災害注意

土砂災害 注意期間 17日未明から 17日夜遅くまで

浸水 警戒期間 17日**未明から** 17日夕方まで

注意期間 17日夜遅くまで

雨のピークは17日明け方

1時間最大雨量 70ミリ

洪水 警戒期間 17日未明から 17日夕方まで

注意期間 17日夜遅くまで

風 警戒期間 17日**昼前まで**

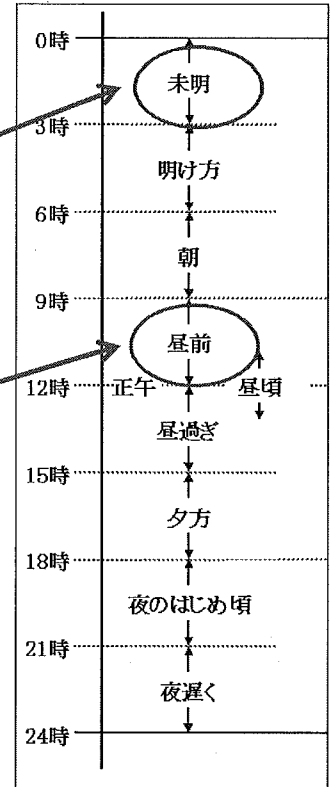
注意期間 17日夜遅くまで

東の風

陸上 最大風速 20メートル

海上 最大風速 25メートル

以下省略



5

土砂災害警戒情報と土砂災害警戒判定メッシュ情報

この情報が発表されたら、土砂災害の発生に警戒が必要です。

兵庫県土砂災害警戒情報 第3号
平成28年9月20日 12時35分
兵庫県 神戸地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
神戸市 洲本市 南あわじ市 淡路市*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

- <概況>
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
- <とるべき措置>
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告などの情報に注意してください。
- <補足情報>
危険度の分布は、兵庫県HPで提供する「地域別土砂災害危険度」や気象庁HPで提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」から確認できます。

問い合わせ先
078-362-3565 (兵庫県砂防課)
078-222-8915 (神戸地方気象台)

2016年09月20日12時00分
土砂災害警戒判定メッシュ情報の表示例

尼崎市と播磨町は発表対象外です。

5 km格子ごとの土砂災害発生の危険度を把握できる。
※ 本年5月24日より、市町村名や道路・鉄道・河川等が重ね合わせて表示できるようになりました。

市町村長の避難勧告等の発令判断や、住民の自主避難の判断を支援する情報。

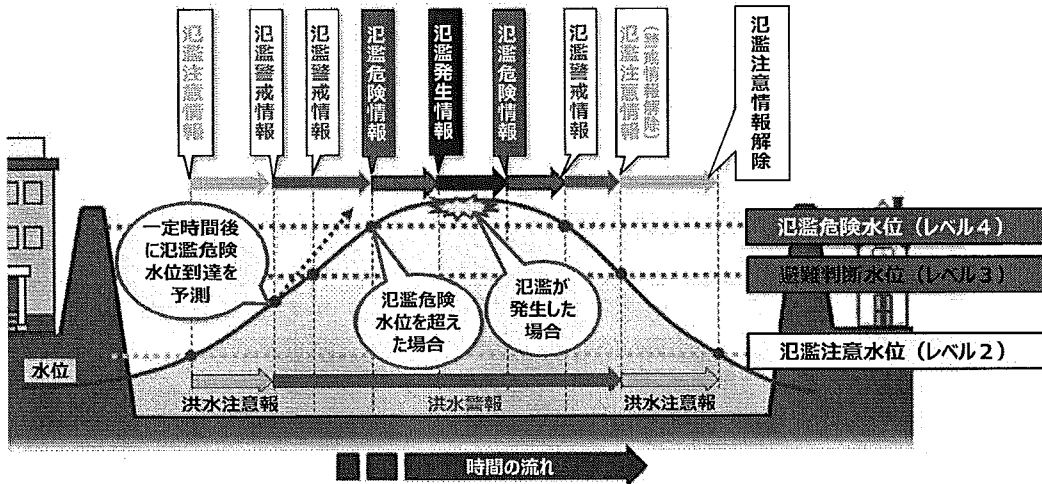
これらの情報は、気象庁ホームページで確認できます。

6

指定河川洪水予報の標題と取るべき対応

河川洪水のおそれがある時に発表される情報です。避難判断の目安として活用してください。

洪水予報の標題 (種類)	発表基準	市町村、住民に求める行動の段階	
○川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (レベル5)	氾濫水への警戒を求める段階	避難指示 (緊急) の目安
○川氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位 (レベル4) に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階	避難勧告の目安
○川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位 (レベル4) に到達が見込まれる場合、または、避難判断水位 (レベル3) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階	避難準備・高齢者等 避難開始の目安
○川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位 (レベル2) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階	



【県内の対象河川】

- ・加古川
- ・揖保川
- ・円山川
- ・出石川
- ・猪名川
- ・市川
- ・武庫川
- ・千種川

7

ナウキャスト情報の活用 「急な大雨」、「雷」、「竜巻」の状況把握

屋外で活動する際は、ナウキャスト情報で「急な大雨」、「雷」、「竜巻」の状況や予報を確認してください。

※ スマホや携帯電話で見ることができます。

レーダー・降水ナウキャスト

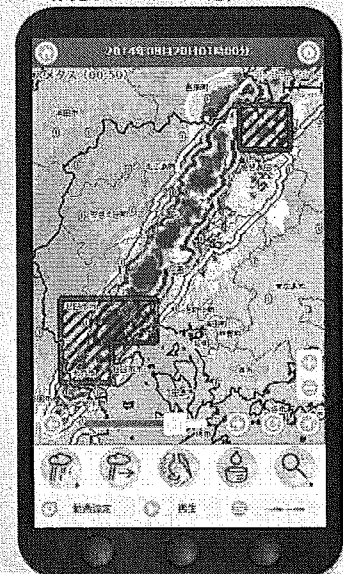
雨の降る場所や強さを表します。

雷ナウキャスト

雷の起きる場所や激しさを表します。

高解像度降水ナウキャストで雨の見通しをさらに細かく確認できます！スマートフォンにも対応

- 雷活動度4の領域、竜巻発生確度2の領域を重ね合わせることができます。
- 5分毎の降水の強さと範囲を30分先まで250m四方の細かさで表します。(35～60分先までは1km四方)



8

竜巻発生確度ナウキャスト

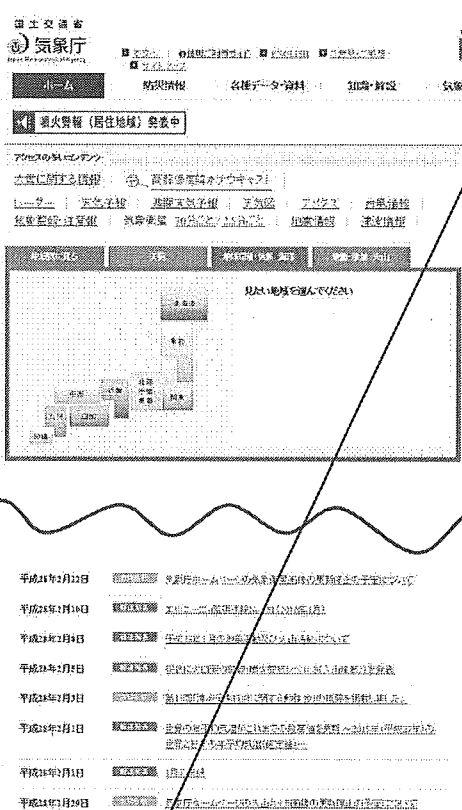
竜巻などの激しい突風のおそれがある場所や確率を表します。

○ナウキャストのホームページ(PC)
<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
 ○ナウキャストのホームページ(携帯)
<http://www.jma.go.jp/jp/bosaijoho/m/radnowc/>



○高解像度ナウキャストのホームページ(PC、スマートフォン)
<http://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>





ホーム > 災害の兆候を守る

災害から身を守る。～今、あなたに知ってほしいコンテンツをそえました～

「電子」電磁、雷、津波、地震、大雨などから身を守る

ビデオ映像リンク集です。詳しくはページや写真、今すぐ読む（印刷）のリンクをクリックしてください。

- 【緊急警報】 災害から身を守る**
 (緊急警報) 速報警報などにより発生する災害、災害が発生する可能性がある場合に、気象庁が発表する災害警報が発表されるとすぐに発生します。これらの現象から身を守るための知識や行動がご紹介します。
- 【津波】 津波から身を守る**
 (津波警報) 津波が予測されるときに発表される津波警報について、津波から身を守るための知識や行動がご紹介します。津波が来たら、速やかに高台や建物の堅牢な階層などへ避難してください。
- 【大雨】 大雨から身を守る**
 (大雨警報) 大雨が予測されるときに発表される大雨警報について、大雨から身を守るための知識や行動がご紹介します。大雨が来たら、速やかに安全な場所へ避難してください。
- 【雷】 雷から身を守る**
 (雷警報) 雷が予測されるときに発表される雷警報について、雷から身を守るための知識や行動がご紹介します。雷が来たら、速やかに安全な場所へ避難してください。
- 【地震】 地震から身を守る**
 (地震警報) 地震が予測されるときに発表される地震警報について、地震から身を守るための知識や行動がご紹介します。地震が来たら、速やかに安全な場所へ避難してください。
- 【特別警報】 特別警報が発表されます**
 (特別警報) 特別警報が発表されると、リンク先内閣府のホームページ(リンク先)で発表されます。特別警報が発表されると、気象庁のホームページから発表されます。

その他の詳しい内容は、下のボタンからポータルサイトへお入りになってください。

天気の急変から身を守るために

気象庁が発表する「電子」電磁、「津波」津波、「地震」地震、「大雨」大雨、「雷」雷の発生に関するお知らせ、その他の緊急警報や災害警報から身を守るための知識や行動がご紹介します。ビデオ「電子」電磁、「津波」津波から身を守る」もご紹介します。

より詳しく知りたい方は
気象庁のホームページをご覧ください。

終わり

9

砂防に関する 防災情報収集について



透過型砂防えん堤(福知川)



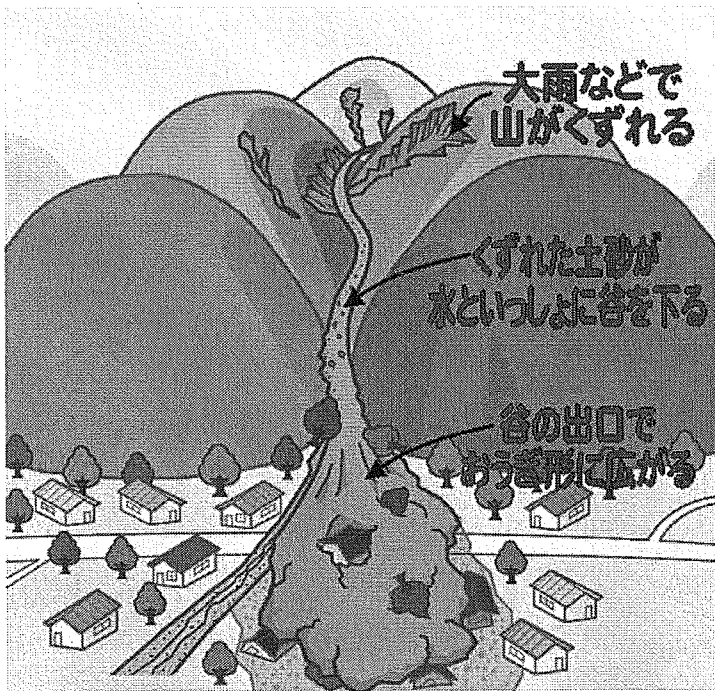
平成29年3月
兵庫県 砂防課

1

1. 土砂災害とは

2

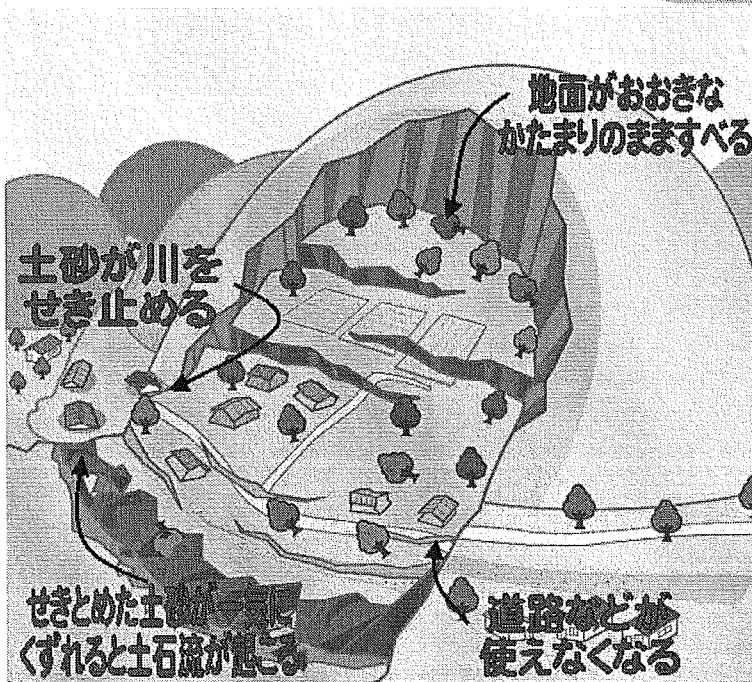
土石流



山や谷の土砂や岩石などが、梅雨や台風期の長雨や集中豪雨によって水と一体となり、一気に下流へと押し流されるものをいう。その流れの速さは規模によって異なるが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させる。

3

地すべり

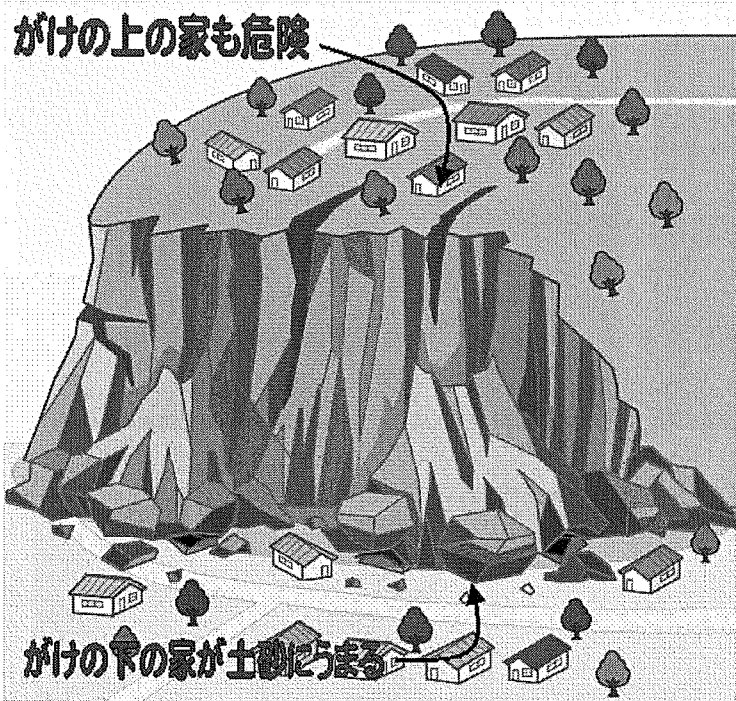


大雨が降り続けると地下に水がしみ込み、水を透しにくい粘土層の上に地下水が溜まる。この地下水の影響で粘土層を境に上の地面がゆっくり動く現象を「地すべり」という。地すべりは一般的に広範囲にわたって発生し、大きな被害を及ぼす。

4

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

がけの上の家も危険

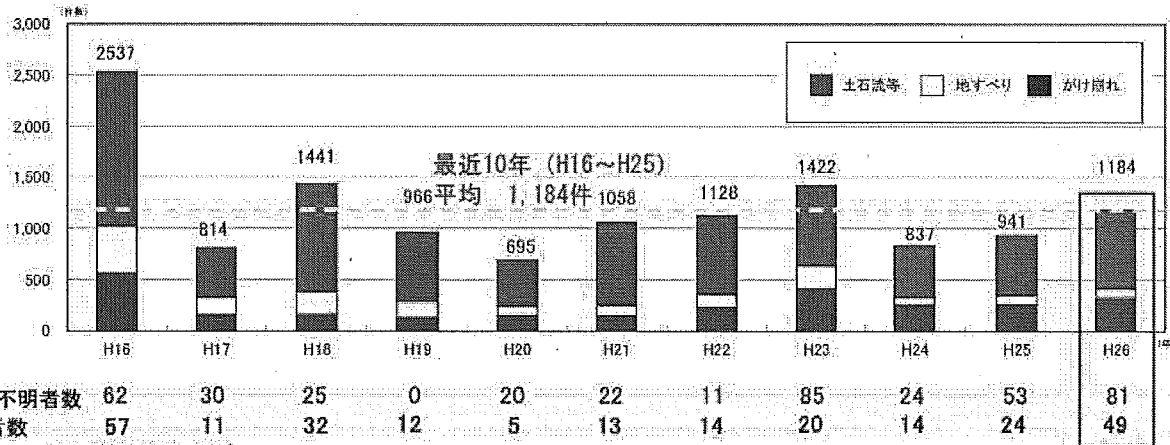


雨や地震などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちることをいう。突然崩れ落ちるため、ひとたび人家を襲うと逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高い。

近年の土砂災害発生件数



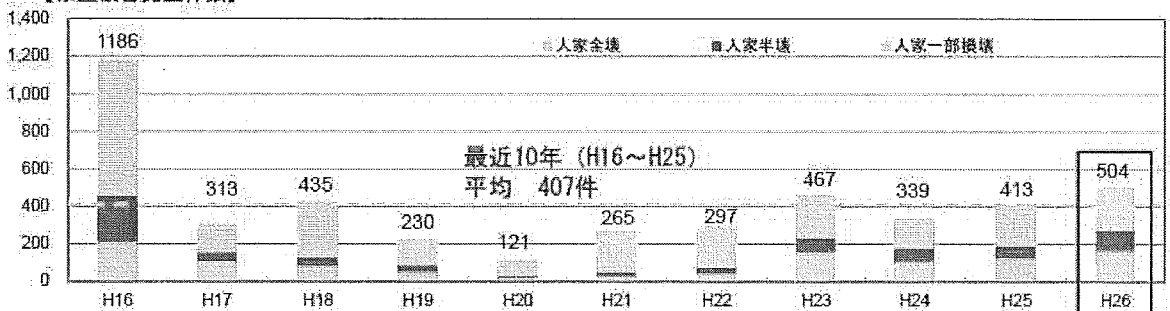
【土砂災害発生件数】



死者・行方不明者数 62 30 25 0 20 22 11 85 24 53 81

負傷者数 57 11 32 12 5 13 14 20 14 24 49

【家屋被害発生件数】



2014 (H26) 年 8月 兵庫県内の豪雨災害(丹波市)

【中筋川(市島町徳尾)からの土砂流出状況】

流出した土砂により市道が埋塞して通行止めに。
奥の集落が一時孤立。



【寺奥谷川(市島町徳尾)から流出した土砂・流木の状況】

流下した土砂・流木が鴨阪橋を埋塞したため、
左岸側へ溢水。人家・農地・道路へ土砂や泥
水が流れ込んだ。



【流木による被害の状況】



7

2. どこが危ない ～ 土砂災害警戒区域等の指定 ～

土砂災害警戒区域等の目的

(土砂災害防止法より)

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉に資することを目的とする。

9

土砂災害が発生するおそれのある土地

土砂災害警戒区域(通称:Y区域) (土砂災害防止法第七条)

【法律上の定義】

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

【区域設定の考え方】

過去の災害データを分析、崩土等が到達した範囲をほぼ包括する範囲で設定

(例) 急傾斜の崩壊に係る警戒区域指定の基準 [政令第2条第1号]

- ① 傾斜度が30度以上である土地の区域であって、高さが5m以上のもの
[急傾斜地の高さが5m未満のものは生命又は身体に危害を生じたものはない。]
- ② (i) 急傾斜地の上端からの水平距離が10m以内のもの [災害全体の99%が10m以下]
(ii) 下端からの水平距離が高さに相当する距離の2倍 [災害全体の99%が2倍未満]
(当該距離の2倍が50mを超える場合は、50m) [災害全体の99%が50m未満]

10

著しい土砂災害が発生するおそれのある土地

土砂災害特別警戒区域(通称-R区域) (土砂災害防止法第九条)

【法律上の定義】

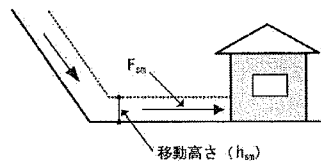
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、**建築物に損壊が生じ**住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

【区域設定の考え方】

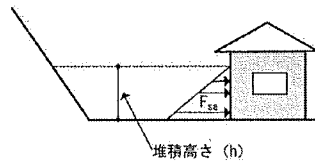
現地調査により災害時に発生すると想定される土砂量を算出し、その土砂による力と建物の耐力を比較することにより、土砂の力が上回る範囲つまり建物が倒壊する範囲を設定。

■どのようにしてR区域を設定するのか？

R区域は、各横断側線において急傾斜地の崩壊に伴う土石等により作用する力(①土石等の移動により生ずる力、②土石等の堆積により生ずる力)が、通常の建築物の耐力を上回るか否かを計算して設定する。



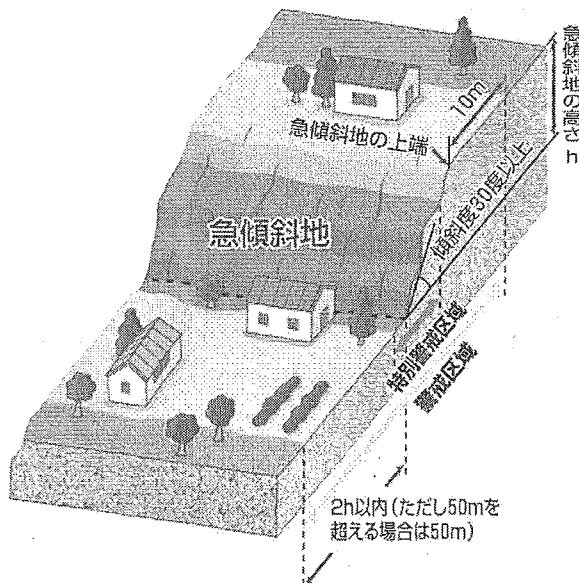
①土石等の移動に生ずる力の概念図



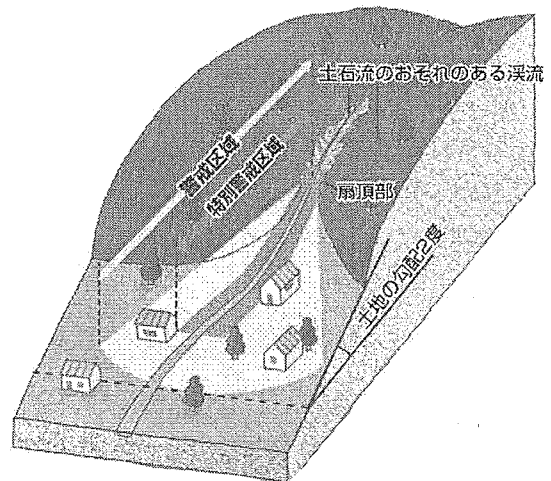
②土石等の堆積による生ずる力

土砂災害特別警戒区域等の指定

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)



土石流



上記以外に地滑り区域でも指定

土砂災害警戒区域での法定事項

1. 地域防災計画への警戒避難体制の記載(市町)
(土砂災害防止法第八条第一項)
2. 災害時要配慮者施設利用者への情報伝達の徹底(市町)
(土砂災害防止法第八条第二項)
3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底(市町)
(土砂災害防止法第八条第三項)
4. 宅地建物取引における措置
(宅地建物取引業法第三十五条(同法施行規則第十六条の四の三))

土砂災害特別警戒区域での法定事項

1. 特定開発行為に対する許可制(県土木事務所)
(土砂災害防止法第十条)
2. 建築物の構造の規制(建築主事)
(土砂災害防止法第二十四、二十五条)
3. 建築物の移転等の勧告(県土木事務所)
(土砂災害防止法第二十六条)
4. 宅地建物取引における措置
(宅地建物取引業法第三十三条、第三十五条、第三十六条)

13

兵庫県の取り組み方針

- 土砂災害の危険箇所周知と警戒避難体制の整備を最重要事項として土砂災害警戒区域（Y区域）の指定を優先して取り組み、2014(H26)年度までに概ね完了。
(20,781箇所[2017(H29).1現在 全国第4位])
- 2014(H26)年度より、土砂災害特別警戒区域（R区域）の指定に本格的に取り組んでおり、R区域の指定に必要な基礎調査を2019(H31)年度までに完了させることを目標として取り組みを進めている。(指定見込総数10,000箇所超)

14

土砂災害警戒区域等の指定状況

平成29年 1月31日時点

県民局名	事務所名	市町名	指定箇所数							
			急傾斜		土石流		地滑り		計	
			Y	R	Y	R	Y	R	Y	R
神戸	神戸	東灘区	112		19		1		132	
		灘区	143		31				174	
		中央区	101		47				148	
		兵庫区	70		35		1		106	
		長田区	160		19				179	
		須磨区	226		60		4		290	
		垂水区	169		11		2		181	
		西区	149		30				179	
		北区	592		223		16		831	
		計	1,721		475		24		2,220	
阪神南	西宮	西宮市	191	20	67	6	6	264	26	
		芦屋市	27	1	27			54	1	
計	218	21	94	6	6	318	27			
阪神北	宝塚	宝塚市	201		56			257		
		伊丹市	4					4		
		川西市	113		40			153		
		三田市	196		184		6	386		
		猪名川町	229		143		4	376		
計	743		423		10	1,176				
東播磨	加古川	明石市	29					29		
		加古川市	30	1	56	13		86	14	
		高砂市	46		12			58		
		計	105	1	68	13		173	14	
北播磨	加東	西脇市	141	48	110	11		251	58	
		三木市	176	21	66	4	17	261	25	
		小野市	22	11	20	7		42	18	
		加西市	131	48	80	16	1	212	64	
		加東市	123	34	77	22	5	205	56	
		多可町	228	64	170	19		398	83	
		計	821	226	525	79	23	1,369	305	
中播磨	姫路	姫路市(家島町除く)	894	30	411			1,305	30	
		神河町	206	18	164	4	2	372	22	
		播磨町	61	14	31	5		92	19	
		市川町	131		99			230		
		計	1,292	62	705	9	2	1,999	71	
	姫路港	姫路市(家島町)	83	16	22	4		105	20	
	計	83	16	22	4		105	20		
	西播磨	光都	相生市	305	47	106	1		411	48
			赤穂市	241	42	61	3	2	304	45
			上郡町	225		116		4	345	
佐用町			540		395		9	944		
計			1,311	89	678	4	15	2,004	93	
但馬	龍野	たつの市	395	23	204	7	1	600	30	
		太子町	53		12			65		
		宍粟市	921	28	487	7	9	1,417	36	
計	1,369	52	703	14	10	2,082	66			
但馬	豊岡	豊岡市	1,001	7	741	6	28	1,770	13	
		計	1,001	7	741	6	28	1,770	13	
		新温泉町	573	23	188	7	22	783	30	
		香美町	403		195		38	636		
		計	976	23	383	7	60	1,419	30	
丹波	養父	養父市	487	40	384	16	24	895	56	
		朝来市	418	36	334	18	6	758	54	
		計	905	76	718	34	30	1,653	110	
丹波	丹波	篠山市	745		501			1,246		
		丹波市	830	108	614	25	3	1,447	133	
		計	1,575	108	1,115	25	3	2,693	133	
淡路	洲本	洲本市	553	35	93	1	10	656	36	
		淡路市	472		91		34	597		
		南あわじ市	425		106		16	547		
計	1,450	35	290	1	60	1,800	36			
合計			13,570	716	6,940	202	271	20,781	918	

15

土砂災害警戒区域等の確認方法（県HPから）



クリック

16

平常時から災害に備えよう

5つの自然災害のハザードマップを確認しよう
(ご覧になりたいハザードマップをクリックしてください)

- 土砂災害 ハザードマップをクリック
- 洪水 ハザードマップをクリック
- ため池 ハザードマップをクリック
- 津波 ハザードマップをクリック
- 高潮 ハザードマップをクリック

身の周りの危険箇所を知ろう -CGハザードマップ-

洪水 土砂災害 津波 高潮 ため池災害

郵便番号、住所、目標物から検索

〒610-0000 神戸市中央区下山手通 1-1-1 検索

地図から検索 マイページの画面へ

災害時に利用しよう

最新情報

- 気象情報
 - 兵庫県防災気象情報
 - 気象庁ホームページ
- リアルタイム情報
 - 川の情報: 県内各地の流量、河川水位が知られます
 - 道の情報: 県内の道路状況が知られます
 - 山の情報: 県内各地の土砂災害危険度が知られます
 - 海の情報: 県内各地の水位が知られます
- ライブカメラの情報
 - 河川監視
 - 雨量監視
 - 津波監視

防災に関する情報について知ろう

- 洪水について知ろう
- 土砂災害について知ろう
- 津波について知ろう
- 高潮について知ろう

スマートフォン・モバイルサイトはこちら
http://www.pref.hyogo.lg.jp/19090001

スマートフォン・タブレット端末でCGハザードマップの検索が可能です。

このページに関するご意見、ご要望をお寄せください。お寄せの件名を必ずお知らせください。

防災関係リンク集

CGハザードマップ > CGハザードマップについて > 位置情報 - 地図で表示する位置を選択

土砂災害

郵便番号、住所から検索

〒610-0000 神戸市中央区下山手通 1-1-1 検索

一覧から選択する場合はこちらから

市町村別検索

神戸市 淡路市

雨量観測所

目標物の検索

〒610-0000 神戸市

県立病院 保健施設 県立学校
小学校 中学校
県・市・町立 高齢者福祉施設
児童福祉施設 障害者福祉施設
福祉施設 児童・文化施設
スポーツ施設 福祉施設
駅

地図上でクリックすると、クリックした位置の地図を表示します。

神戸市

東灘区 西灘区 東灘区 西灘区 中央区 兵庫区 須磨区 垂水区 灘区 兵庫区 須磨区 垂水区 灘区

神戸市

三田区 須磨区 垂水区 灘区

神戸市

三田区 須磨区 垂水区 灘区

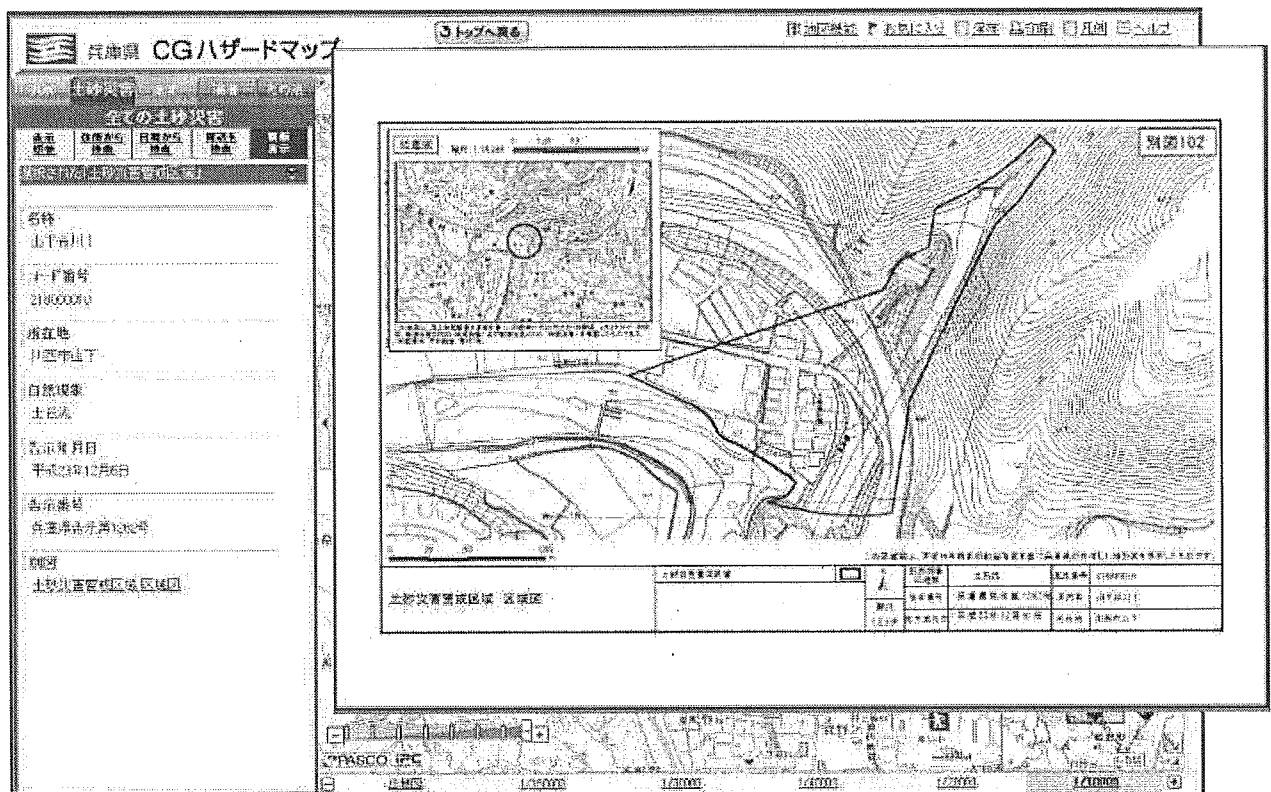
神戸市

三田区 須磨区 垂水区 灘区



19

土砂災害警戒区域図を別ウインドウで表示。



20




3. いつ危ない

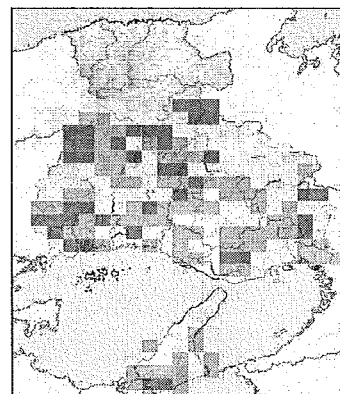
～ 土砂災害の危険度情報の提供 ～

21

地域別土砂災害危険度とは、

「地域別土砂災害危険度」は、市町単位で発表される「土砂災害警戒情報」を補足するため、市町内のどの地域が「土砂災害警戒情報」の発表基準（土砂災害警戒基準）を超過しているのかを示す情報です。県内を5kmもしくは1kmに細分したメッシュの色分けにより2時間先までの危険度を表示します。また、メッシュをクリックすれば、これまでの降雨と今後の降雨予測を考慮した危険度推移グラフをみることもできます。

-  現在、土砂災害警戒基準を超過
-  1時間先に土砂災害警戒基準を超過
-  2時間先に土砂災害警戒基準を超過



22

地域別土砂災害危険度の見方 ①

兵庫県 CGハザードマップ 地域の風水害対策情報

for English アクセシビリティ・サポーター ヘルプ

平常時から災害に備えよう

災害時に利用しよう

5つの自然災害のハザードマップを確認しよう
(ご覧になりたいハザードマップをクリックしてください)

土砂災害 ハザードマップ はこちらをクリック

洪水 ハザードマップ はこちらをクリック

ため池 ハザードマップ はこちらをクリック

津波 ハザードマップ はこちらをクリック

高潮 ハザードマップ はこちらをクリック

リアルタイム情報

- 川の橋樑 県内各地の河川、河川水位が知られます
- 道の情報 県内各地の道路が知られます
- 山の情報 県内各地の土砂災害危険度が知られます
- 海の情報 県内各地の潮位が知られます

ライブカメラの情報

- 河川監視
- 道路監視
- 津波監視

防災情報 - 最新についてはこちら -

洪水 津波 土砂災害 高潮 についてはこちら

防災情報リンク集

スマートフォン・モバイルサイトはこちらから
http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/

スマートフォン・携帯電話から
毎分1秒CGハザードマップの検索が可能です。

このページに関するご意見、ご要望をお寄せください。皆様のご意見をいただきながら、分かりやすいものにまいります。

23

地域別土砂災害危険度の見方 ②

兵庫県 地域別土砂災害危険度

2015年04月16日 16時10分 国土

このページの印刷は無料です。印刷する場合は、印刷ボタンをクリックしてください。

土砂災害危険度情報

土砂災害危険度の表示は、このページで

表示範囲は、表示範囲を指定して、このページで表示することができます。

表示範囲を指定 市町を指定

凡例

- 現在、土砂災害危険度は、表示されています。
- 1階建て以上の建物や、土砂災害危険度の低い地域は、表示されません。
- 1階建て以上の建物や、土砂災害危険度の低い地域は、表示されません。
- 1階建て以上の建物や、土砂災害危険度の低い地域は、表示されません。

県民局を指定 市町を指定

このページの印刷は無料です。印刷する場合は、印刷ボタンをクリックしてください。

このページの印刷は無料です。印刷する場合は、印刷ボタンをクリックしてください。

図上で県民局をクリック、又は左のドロップダウンで選択

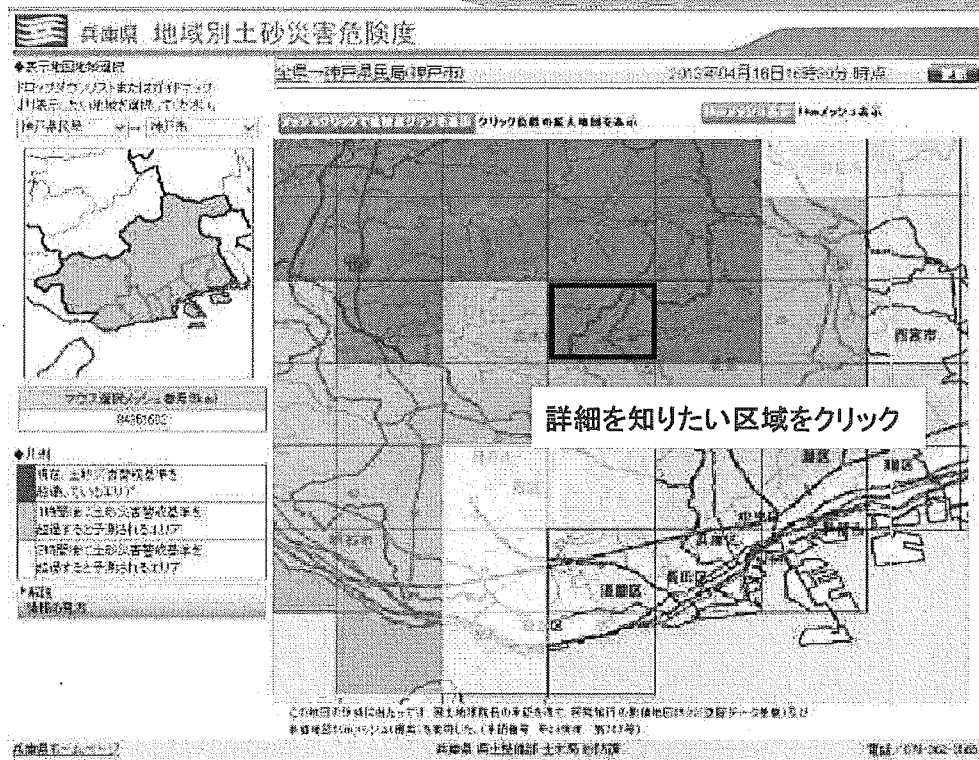
このページの印刷は無料です。印刷する場合は、印刷ボタンをクリックしてください。

兵庫県 国土情報部 土砂災害対策課

電話：079-342-2255

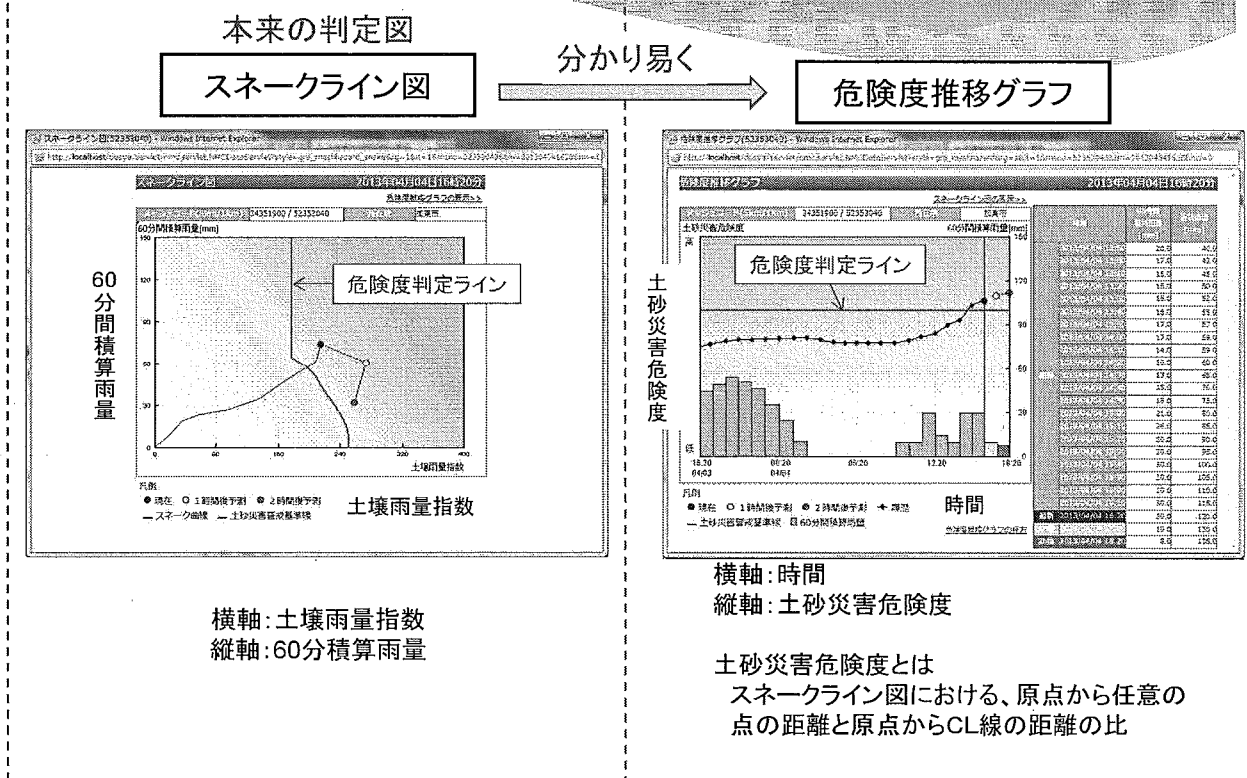
24

地域別土砂災害危険度の見方 ③



25

地域別土砂災害危険度の見方 ④



26

河川に関する防災情報収集について

平成29年3月 兵庫県 河川整備課

兵庫県では、

○インターネット「兵庫県CGハザードマップ」で、以下の情報を提供しています。

- ☑洪水が発生した場合に想定される浸水の範囲や深さや避難所等
- ☑河川の水位や雨量、河川監視カメラ画像のリアルタイム情報

○また、テレビでも河川の水位情報を提供しています。

いつ起こるか分からない災害に備え、事前にこれら防災情報の収集方法を確認しておきましょう。

1. インターネットからの情報収集(兵庫県CGハザードマップ)

→別紙リーフレットで説明

※市町から配布されているハザードマップもよく確認してください。

2. テレビからの情報収集

○データ放送で、お近くの河川の水位等が確認できます。(NHK、サンテレビ)

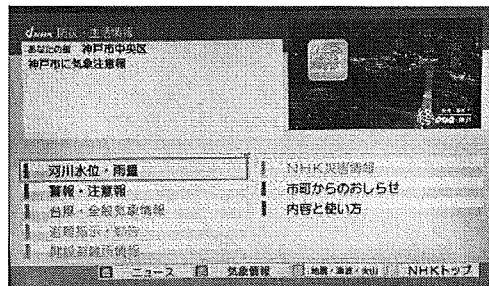
NHKでの閲覧事例

①リモコンの「dデータ」ボタンを押す

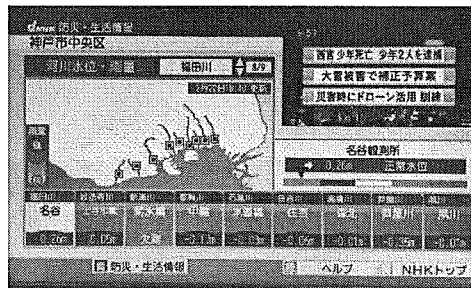
②「防災生活情報」を選択し「決定」ボタンを押す



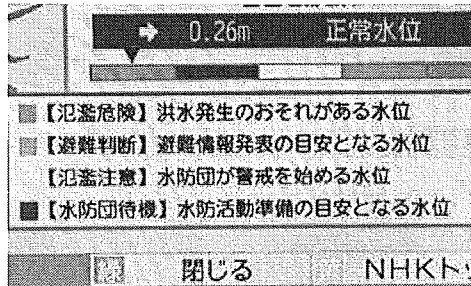
③「河川水位・雨量」を選択し「決定」ボタンを押す



④河川水位や雨量の情報が表示される
(見たい地域・河川を左右上下ボタンで選択)

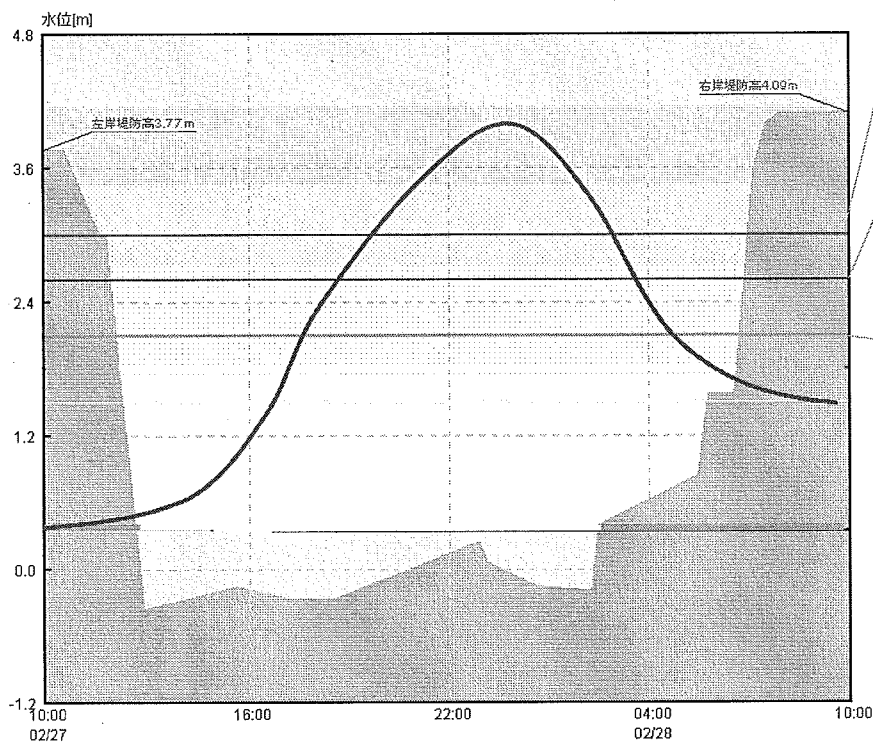


⑤「ヘルプ」を押すと水位の意味が表示される



※水位の持つ意味を良く確認しておいてください

設定水位の意味

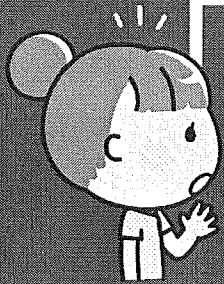


氾濫危険水位
 市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位

避難判断水位
 市町長の避難準備・高齢者等避難開始情報の発令判断の目安となる水位

氾濫注意水位
 水防団の出動の目安となる水位

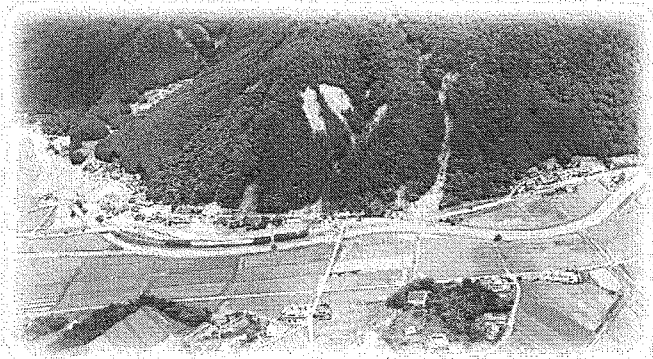
- 兵庫県管理河川では、この基準に基づき設定水位を見直し、平成29年4月1日より運用を開始する予定です。
- 市町によっては、これより早いタイミングで避難勧告等の発令基準を定めている場合があります。
- 水位上昇の状況等によっては、これによらず避難勧告等が発令される場合があります。



「自分は大丈夫」って 思っていないませんか？

兵庫県CGハザードマップ

災害はいつ起こるかわからない。
だから、事前に危険箇所の確認を。



土砂災害ハザードマップ

その時点の雨量データを確認することができます。

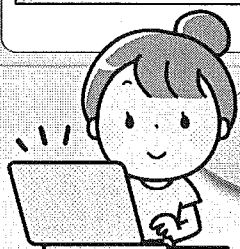
土砂災害が発生した場合に危害が生じるおそれのある土砂災害警戒区域等を色分けして表示しています。

洪水ハザードマップ

洪水が発生した場合のCG画像を見ることができます。

洪水が発生した場合に想定される浸水の範囲や深さについて色分けして表示します。

避難所等の位置を表示しています。日頃から位置や経路を確認しておきましょう。



兵庫県CGハザードマップでは
身の周りの災害による危険箇所を
パソコンやスマートフォンで、ご覧いただけます。



<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

CGハザードマップ

検索



問い合わせ先 兵庫県 県土整備部 県土企画局 技術企画課 電話:078-362-9248

兵庫県CGハザードマップ

CGハザードマップ

検索

平常時から災害に備えよう

① 5つの自然災害(洪水・土砂災害・津波・高潮・ため池災害)による浸水想定区域や危険箇所がわかります。

ため池災害ハザードマップ

- 浸水想定区域

土砂災害ハザードマップ

- 土砂災害警戒区域等
- 土石流
- 地すべり
- 急傾斜
- 山腹崩壊
- 崩壊土砂流出
- 雪崩

津波ハザードマップ

- 浸水想定区域 (南海トラフ巨大地震を想定した場合)

洪水ハザードマップ

- 浸水想定区域
- 過去の洪水実績

高潮ハザードマップ

- 浸水想定区域

災害時に利用しよう

② 災害時に役立つ土砂災害の危険度や、河川・港湾のライブカメラ画像を確認できます。

④ 河川の水位情報

現在の河川水位の観測データが確認できます

観測情報

- 気象情報
 - ▶ 兵庫県防災気象情報
 - ▶ 気象庁ホームページ
- リアルタイム情報
 - ▶ 川の情報: 県内各地の雨量、湖川水位が見られます
 - ▶ 道の情報: 県内の規制状況が見られます
 - ▶ 山の情報: 県内各地の土砂災害危険度が見られます
 - ▶ 海の情報: 県内各地の潮位が見られます
- ライブカメラの情報
 - ▶ 河川カメラ・港内カメラ

地域別土砂災害危険度

現在~2時間先の土砂災害危険度が確認できます

河川カメラ

港内カメラ

■ご利用環境について

- 使用するブラウザは、Microsoft Internet Explorer11以降、Fire Fox最新版、Safari最新版、Google Chrome最新版を推奨します。
- 画面の解像度が、1024×768ピクセル以上のディスプレイでご覧になることを推奨します。
- 「防災学習コンテンツ」のご利用にあたっては、最新のAdobe Flash Playerをあらかじめ導入してください。

■お問い合わせ先

- このパンフレットやCGハザードマップのシステムについては、兵庫県 県土整備部 県土企画局 技術企画課 までお問い合わせください。電話：078-362-9248
- 各災害の詳細いことは、下記担当課室にお問い合わせください。電話：078-341-7711 (代表)
 - 【洪水】に関すること：河川整備課
 - 【高潮】に関すること：港湾課・漁港課
 - 【土砂災害】に関すること：砂防課・治山課
 - 【ため池】に関すること：農村環境室
 - 【津波】に関すること：防災企画課

アンケートにご協力をお願いします

※該当する番号に○を付けてください。

1. 水害に関する事項について

(1) 洪水被害の危険性のある地域（河川の浸水想定区域内に立地など）に立地していますか。

- 1 立地している
- 2 立地していない
- 3 分からない

(2) 水害時の避難に関する計画はありますか。

- 1 ある
- 2 ない

(3) 避難する場所は決まっていますか。

- 1 決まっている
- 2 決まっていない

(4) 避難準備情報が出たときに、どのように行動することになっていますか。

- 1 要配慮者を避難所に誘導する
- 2 施設内にとどまり、その後の状況に注意する
- その他（以下に行動内容を記載下さい）

[]

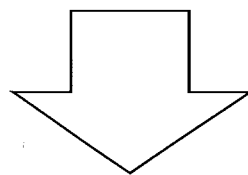
(5) 避難の際に、施設外の人に支援してもらうことになっていますか。

- 1 なっている
- 2 なっていない

2. 土砂災害に関する事項について

(1) 土砂災害のおそれのある場所（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所など）に立地していますか。

- 1 立地している
- 2 立地していない
- 3 分からない



(裏面につづく)

(2) 土砂災害時の避難に関する計画はありますか。

- 1 ある
- 2 ない

(3) どのような時に避難行動することになっていますか。

1 決まっている（決まっている場合は、下記項目も回答をお願いします）

- ① 大雨警報（土砂災害）が発表された時
- ② 土砂災害警戒情報が発表された時
- ③ 周辺で土砂災害が発生又は前兆現象が確認された時
- ④ 避難準備情報が出た時

その他

[]

2 決まっていない

(4) 避難する場所は決まっていますか。

1 決まっている（決まっている場合は、下記項目も回答をお願いします）

- ① 要配慮者を避難所に誘導する
- ② 施設内にとどまり、その後の状況に注意する

その他（以下に行動内容を記載下さい）

[]

2 決まっていない

3. 施設名等について（施設名等に関する事項を公表することはありません。）

施設名	
所在地	
施設の種類	<input type="checkbox"/> 老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム <input type="checkbox"/> 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 <input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 障害児通所支援事業所 <input type="checkbox"/> 保護施設 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）
施設の数	全 _____ 人（施設利用者に職員等を加えた総数） 内 要配慮者 _____ 人（施設利用者のうち要配慮者の数）

ありがとうございました。